

ICカード組合員証に関する規則

(目的)

- 第1条** 本規則は、酪農学園生活協同組合（以下、「生協」という）が発行するICカード組合員証に関する事項を定めたものである。
- 2 学校法人酪農学園（以下、「学園」という。）が発行し、生協組合員である者のIC学生証等は、本規則を準用する。

(定義)

- 第2条** 本規則で対象となるICカード組合員証とは、非接触型ICチップ（フェリカ方式）を搭載した組合員証及びIC学生証をいう。
- 2 ICカード組合員とは、本規則においてICカード組合員証を持つ組合員をいう。
 - 3 ICカードのプリペイド機能及び利用方法については「ICカード組合員証利用規則」にて定める。

(ICカード組合員証の発行)

- 第3条** 生協は、酪農学園生活協同組合定款（以下、「定款」という）第7条第5項に基づき、生協に加入したとき、組合員証としてICカード組合員証を発行する。
- 2 ICカード組合員証を持っていない組合員は、申し出により紙ベースの組合員証をICカード組合員証に切り替えることができる。

(ICカード組合員証の利用)

- 第4条** ICカード組合員は、ICカード組合員証に埋め込まれたICチップを利用して生協の提供するサービス、並びに生協が承認したサービス提供者の提供するサービスを受けることができる。ICカード組合員証は、ICカード組合員本人以外の使用を禁ずる。
- 2 ICカード組合員証の利用にあたって、ICカード組合員は本規則及びICカード組合員証利用規則を遵守しなければならない。
 - 3 ICカード組合員は、生協を脱退する等の事由により組合員でなくなると同時に、本条第1項にいうサービスを受けることができない。

(不正使用等の禁止)

- 第5条** ICカード組合員は、ICカード組合員証に内蔵されているICチップの偽造、変造、改ざんその他の不正な方法による使用を禁ずる。

(ICカード組合員証の紛失・盗難)

- 第6条** ICカード組合員がICカード組合員証を紛失し、または盗難に遭った場合は、速やかに生協に連絡の上、所定の手続をしなければならない。
- 2 ICカード組合員は、ICカード組合員証を紛失し、または盗難にあった当該ICカード組合員証を発見したとき生協に届け出なければならない。当該ICカード組合員証は、生協が認めたとき再利用できる場合がある。
 - 3 ICカード組合員証を紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた「ポイントの不正使用」「プリペイド残高の不正使用」等の一切の損害については、ICカード組合員がこれを負担するものとする。

(ICカード組合員証の再発行)

- 第7条** ICカード組合員は、忘失・盗難、汚損、その他ICカード組合員証の再発行を必要とする事由により再発行を依頼する場合には、再発行申請書を生協に提出し承認を得るものとする。
- 2 ICカード組合員は、ICカード組合員証の再発行を受ける場合、1,500円（消費税込）の手数料を負担するものとする。なお、再発行を受けるICカードが学生証等の場合の手数料は学園が定めるところによる。

（内容の確認）

第8条 ICカード組合員は、ICカード組合員証の発行または再発行を受けた場合は、直ちにその記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく生協に届け出るものとする。

（個人情報）

第9条 生協は、別途定める個人情報保護方針に従い、ICカード組合員がICカード組合員証を申し込み、あるいはICカード組合員がICカード組合員証を利用することによって生協が入手したICカード組合員のプライバシーに関わる情報を、生協の提供するサービス以外の目的に利用しないものとする。

（届出事項の変更）

第10条 ICカード組合員は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行う。

2 ICカード組合員は、前項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担する。

（ICカード組合員証の利用停止）

第11条 生協は、ICカード組合員が次の何れかに該当した場合、生協が提供するサービスについて当該ICカード組合員のICカード組合員証利用を停止させることができる。

- ①申し込み時に虚偽の申告をした場合
- ②本規則のいずれかに違反した場合
- ③ICカード組合員証の券面上に記載された内容を無断で改変した場合
- ④ICチップに記録された内容を改ざんした場合
- ⑤その他、ICカード組合員のICカード組合員証使用状況が適当でないと生協が判断した場合

（免責）

第12条 ICカード組合員は、本規則を遵守し、本規則の違反により生じる一切の損害を負担する。

（通知）

第13条 ICカード組合員への通知は、定款に定める公告及び生協ホームページへの掲示掲載をもって行う。

（準拠法・合意管轄裁判所）

第14条 本規則に関する準拠法は、全て日本国国内法が適用され、ICカード組合員は本規則に規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、札幌の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とする。

（改廃）

第15条 本規則の改廃は理事会が行い、ICカード組合員に通知する。

（施行）

1. 本規則は2009年5月1日から施行する。
1. 2017年12月1日一部改正し施行する。

ICカード組合員証利用規則

(目的)

第1条 本規則は、酪農学園生活協同組合（以下、「生協」という）が発行するICカード組合員証の利用及びその取り扱いについて定めたものである。

第1部 プリペイド条項

(プリペイド利用方法)

第2条 ICカード組合員は、ICカード組合員証対応 POSレジスタ等を用いて現金により入金することでICチップに入金額を記録することができる。

2 ICカード組合員は、記録された金額の範囲内で、生協の指定する店舗（以下「指定店舗」という）及びICカード組合員証対応機器で、プリペイド電子マネーによる買い物とサービスを受けることができる。

(プリペイド利用の限度額・手数料等)

第3条 生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、プリペイド電子マネーの1回あたりの利用限度額を定め、これをICカード組合員に通知する。

2 ICカード組合員のプリペイド電子マネー利用手数料は無料とする。

3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とする。

(プリペイドが利用できない場合)

第4条 ICカード組合員は、次の場合ICカード組合員証の利用ができないことをあらかじめ承諾する。

- ① ICカード組合員証の紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等により、ICカード組合員証を利用することができない場合
- ② 指定店舗がICカード組合員証で利用ができない商品及びサービスを指定している場合
- ③ ICカード組合員証対応機器が設置されていない店舗での利用

(プリペイドの忘失・汚損等)

第5条 次の場合、ICカード組合員は生協に再発行申請を届け出るものとする。

- ① ICカード組合員証の汚損により、プリペイド電子マネー金額の読み取りができなくなった場合
- ② ICカード組合員証の記載内容変更により再発行を受ける場合
- ③ ICカード組合員がICカード組合員証を忘失または盗難にあった場合

2 前項の場合において、当該ICカード組合員証にプリペイド電子マネー未使用残額がある場合、生協は当該未使用残額をシステムで確認できる前日までの利用残額にて確定した後に、再発行されたICカード組合員証にこれを記録する。

3 前二項の規定に関わらず、本条第1項にいう事由が、ICカード組合員等の故意又は過失によるICカード組合員証本体の破損等によるものと生協が判断した場合、生協はプリペイド電子マネー未使用残額の保証はしない。

(返金の禁止)

第6条 プリペイド未使用残額は返金しない。

2 前項の規定にかかわらず、生協が認める次の事由によるときプリペイド電子マネー未使用残額を返金する場合がある。

- ① ICカード組合員が長期休学をするとき

- ②生協の責に帰す事由があるとき
 - ③その他、生協理事会が必要と認めるとき
- 3 前項にいうプリペイド電子マネー未使用残額の返金は、生協が未使用額を確定した後に、所定の方法により行う。

第2部 ポイント条項

(ポイント利用方法)

第7条 ICカード組合員は生協利用時に生協所定の各店舗のポイント発生率によりカードにポイントを蓄積することができる。蓄積されたポイントは生協所定の基準(別表に定める)でプリペイド電子マネーとしてチャージされる。チャージされたプリペイド電子マネーは指定店舗等で利用することができる。

(ポイントが蓄積できない場合)

第8条 ICカード組合員は、次の場合ICカード組合員証へのポイント蓄積ができない。

- ① ICカード組合員証の紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電、特設店舗での端末機の未設置等により、ICカード組合員証を利用することができない場合。ただし、生協がポイントの事後登録等の特別の措置をとった場合はこの限りでない
- ② ICカード組合員が利用支払の場面でICカード組合員証を使用しなかった場合

(ポイントの忘失・汚損等)

第9条 ICカード組合員証の汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合、またはICカード組合員証記載内容変更により再発行を受ける場合、ICカード組合員は再発行の申請をしなければならない。

- 2 ICカード組合員は、ICカード組合員証を忘失または盗難にあった場合、第5条にいう届出を行う。
- 3 前2項の場合において、当該ICカード組合員証にポイント残額がある場合、生協は当該未使用残額を確定した後に、再発行されたICカード組合員証にこれを記録する。当該未使用残額はシステムで確認できる前日までの利用残額にて確定するものとする。
- 4 前3項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項にいう事由が、ICカード組合員等の故意又は過失によるICカード組合員証本体の破損等によるものと生協が判断した場合、ポイント残額の保証はしない。

(改廃)

第10条 本規則の改廃は生協理事会が行い、ICカード組合員に通知する。

- 2 通知方法は、生協定款に定める公告及び生協ホームページへの掲示掲載をもって行う。

(施行)

- 1. 本規則は2009年5月ICカード運用開始日から施行する。
- 1. 2017年12月1日一部改正し施行する。

(別表)

1. 100円についてのポイント数

	分類コード	商品群	ポイント数
購買	01	文房具	1ポイント
	07	菓子・食品	
	08	パン・米飯	
	09	デザート・飲料	
	17-01	オリジナル食品	
書籍	80	書籍・雑誌	8ポイント
		文科省発行を除く	
		定期購読	10ポイント
書籍店扱いの資格取得講座等スタディガイド分類を除く			
食堂	62	メニュー	1ポイント
		コンパを除く	
	09	デザート・飲料	

利用促進のため、プリペイド電子マネーまたはポイント機能を活用して以下の企画等を実施することがある。

加金促進のプレミアムチャージキャンペーン
生協関連の企画行事でプリペイド電子マネーまたはポイント加算

特定商品の販売促進でプリペイド電子マネーまたはポイント加算

上記提供分類であっても第4条にあるIC組合員証のプリペイド機能が使えない状況での利用は該当しない。

2. 1回あたりの入金単位：1円から
3. プリペイド電子マネーの1回あたりの利用限度額：99,999円
4. ポイントは200ポイントごとに200円の電子マネーとしてチャージされる